

霧島市条例第17号

令和元年7月9日

霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第186号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「21,600円」を「22,000円」に改める。

別表第1中

「

540円／月
540円／月
{ (戸数×540円) } ÷ 4 / 月
540円／月

「

550円／月
550円／月
{ (戸数×550円) } ÷ 4 / 月
550円／月

」を

」に改める。

別表第2中

「

2,808円／月
3,672円／月
4,536円／月
5,076円／月
7,560円／月
1,512円／月
432円／月
4,104円／月
2,160円／月

「

2,860円／月
3,740円／月
4,620円／月
5,170円／月
7,700円／月
1,540円／月
440円／月
4,180円／月
2,200円／月

1,728 円／月
4,212 円／月
4,968 円／月
5,832 円／月
6,372 円／月
9,072 円／月
6,696 円／月
7,236 円／月
7,776 円／月
8,316 円／月
11,664 円／月

」を

1,760 円／月
4,290 円／月
5,060 円／月
5,940 円／月
6,490 円／月
9,240 円／月
6,820 円／月
7,370 円／月
7,920 円／月
8,470 円／月
11,880 円／月

」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。